

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

平成30年6月21日開催

さいたま市教育委員会

- |   |   |   |                |           |  |
|---|---|---|----------------|-----------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成30年6月21日(木)  |           |  |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室         |           |  |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分        |           |  |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長          | 細 田 眞由美   |  |
|   |   |   | 教育長職務代理者       | 大 谷 幸 男   |  |
|   |   |   | 委 員            | 平 澤 奈 古   |  |
|   |   |   | 委 員            | 石 田 有 世   |  |
|   |   |   | 委 員            | 野 上 武 利   |  |
|   |   |   | 委 員            | 武 田 ちあき   |  |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者         |           |  |
|   |   |   | 生涯学習部長         | 竹 居 秀 子   |  |
|   |   |   | 中央図書館長         | 波 田 野 育 男 |  |
|   |   |   | 学校教育部次長        | 渡 邊 祐 子   |  |
|   |   |   | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千 葉 裕     |  |
|   |   |   | 教育総務課長         | 高 木 泰 博   |  |
|   |   |   | 教職員人事課副参事      | 清 水 一 司   |  |
|   |   |   | 健康教育課長         | 山 本 高 広   |  |
|   |   |   | 青少年宇宙科学館長      | 富 田 英 雄   |  |
|   |   |   | 中央図書館管理課長      | 酒 井 雅 之   |  |
|   |   |   | 北図書館長          | 長 嶋 寿     |  |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員          |           |  |
|   |   |   | 大 谷 幸 男        |           |  |

## 7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

いらっしゃいません。

細田教育長

本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。  
本日の会議に、議案第52号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。本日の報告第7号、議案第46号から52号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた議案は非公開といたします。

本日の会議の順番ですが、公開であります議案第44号、45号、非公開議案であります報告第7号、議案第52号、46号から51号までの順に審議を行うことといたします。

なお、報告第7号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告します。

議案第44号

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第45号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

細田教育長

それでは、議案第44号、45号につきましては関連がありますので、事務局から続けて説明をお願いします。

教育総務課長

議案第44号「さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」議案書2ページの新旧対照表を御覧ください。第3条は、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長等が専決を行うことができる事務について規定しておりますが、そのうち、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関するものを削除するものでございます。

本日お手元に配布しております「審査請求の流れ」という資料を御覧ください。

これは教育長が行った処分に対して審査請求があった場合のフロー図でございます。上段が平成29年度まで、下段が平成30年度からとなっております。上段のフロー図を御覧ください。従来、教育長が行った処分については教育委員会が上級行政庁として審査庁となっております。

この件について、平成30年3月28日付けで文部科学省から通知があり、教育委員会の代表者が教育長となった新教育委員会制度下においては、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しないため、行政不服審査法によりますと、上級行政庁が無い場合はその処分庁が審査庁になることから、教育長が行った処分については、教育長が審査庁となる旨の解釈が示されました。

フロー図の下段を御覧ください。これを受けまして、本市においても、今年度から教育長が行った処分については、教育長を審査庁とすることといたしました。その関係で、フロー図の一番下でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問につきましては、審査庁である教育長が行うこととなり、そもそも教育委員会の権限に属する事務ではなくなることから、議案書の2ページにございます第3条のさいたま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問の部分を削除するものでございます。なお、議案書の3ページは文部科学省からの通知、次の4ページはその通知を受けて局内に通知をしたものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

続きまして、議案第45号「さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」議案書8ページの新旧対照表を御覧ください。別表第1及び別表第2それぞれ「(2) 職印」について「さいたま市教育委員会審理員印」を新調するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、審理員について説明させていただきます。お手元のフロー図の下段を御覧ください。行政不服審査法によりますと、審査請求があった場合、審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名することとされております。この指名される者が審理員でございます。

審理員の主な役割でございますが、審査請求がされた場合、弁明書や反論書の提出を求め、検証や審理関係人への質問を行うなど、審理手続を計画的に進行し、最終的に審理員意見書という裁決書の原案になるものを作成して審査庁に提出するという役割がございます。

フロー図の上段を見ていただきますと、従来は審理員を指名していなかったわけですが、これは行政不服審査法の規定により、教育委員会等の行政委員会が審査庁となる場合は審理員を置く必要がないと

されているためでございます。前の議案で説明しましたとおり、今年度から審査庁を教育長とした関係で、審理員を指名する必要が生じたため、審理員が通知を送る際に公印が必要となることから、公印規則の改正をするものでございます。

なお、施行期日は、公布の日です。以上でございます。

細田教育長

何かありますか。

御意見、御質問等がないようですので、議案第44号、45号につきましては、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

報告第7号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第52号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第46号 さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第47号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第48号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第49号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の委嘱及び任命について

＜非公開案件につき内容は省略＞

＜議案は原案どおり可決＞

議案第50号 さいたま市図書館協議会委員の任命について

＜非公開案件につき内容は省略＞

＜議案は原案どおり可決＞

議案第51号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について

＜非公開案件につき内容は省略＞

＜議案は原案どおり可決＞

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時8分